

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当村は、総人口 3,800 人（平成 30 年 4 月 1 現在）となっており、これまで減少傾向で推移している。年齢 3 区分別にみると、15 歳未満の年少人口は 329 人（8.7%）、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 1,907 人（50.2%）、65 歳以上の老年人口は 1,564 人（41.1%）となっている。一世帯当たりの人数についても、2.39 人と一貫して減少傾向で推移しており、核家族化や世帯の多様化が進行している。

また、就業者総数（平成 27 年度国勢調査）は、1,898 人となっており、総人口と同様にこれまで減少傾向で推移している。

産業 3 部門別にみると、第 1 次産業は 152 人（8.0%）、第 2 次産業は 855 人（45.0%）、第 3 次産業は 882 人（46.5%）となっており、全国または県平均と比べ、第 2 次産業の構成比率が高いのが特徴といえる。

当村の中小企業者の実態は、全国的な景気拡大により製造業を中心に業績の改善が見られるものの人口減少、経営者自身も含めた高齢化、事業後継者の不足による事業者数の減少、労働力不足などの課題を抱えている。

(2) 目標

本導入促進基本計画の目標として、先端設備等導入基本計画の認定数が、年平均 1 件（合計 3 件）以上となることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を策定する中小企業等の事業者は、労働生産性の目標伸び率を年平均 3 % 以上とする。

労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×1 人当たり年間就業時間）で除したものをいう。

2 先端設備等の種類

当村は、第 2 次産業の構成比率が高いという特徴はあるが、阿寺溪谷などの自然や文化的な特徴から、観光産業等も今後期待できる分野である。また、県内でも有数の山林面積率を誇るなど、特徴的な自然環境のもと多種多様な農林水産物の生産・加工

が行われ、森林資源や水資源を活用したエネルギーやヘルスケア分野についても今後期待が持てる分野である。また、都市圏から遠いという条件克服のためにも、先端設備等の導入が必要である。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、大桑村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を踏まえて、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む）及び発電電力の全てを他者に供給し、売電収入を得るための設備であって建物の屋上に設置するものに限るものとし、それ以外の設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

当村は、本計画の対象地域を大桑村内全域とする。

（２）対象業種・事業

前述のとおり、多種多様な産業を支援するため、年平均３％以上に資すると見込まれる取組であれば、幅広い業種・事業を対象とする。

4 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国が同意した日から３年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を行うことで労働生産性を上げることを目指してはならず、雇用の安定に最大限配慮すること。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定を無効とする。
- ・ 村税を滞納している者については、計画認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。